医師求人票テンプレート　記入例

対象：医師を募集する病院・クリニックの院長・事務長・採用担当者

発行元：株式会社Neco（Neco Journal）　／　管理責任者：株式会社Neco（代表取締役）　／　版1.3　／　最終更新日：2026年11月22日

上の段は募集のときに明示が必要な労働条件（職業安定法施行規則第4条の2）、中の段は自院のサイト・SNS・紙の広告などで直接募集するときに広告に表示する募集主の住所と連絡先、下の段は医師の求人で書き分けておくと行き違いが減る項目です。【広告の6情報】の付いた6つの欄（募集主の名称・住所・連絡先、業務内容、就業場所、賃金）は、直接募集の広告そのものに書きます。決まっていない欄は、決定者に確認してから書きます。

記入例（架空）：常勤医師（内科・外来と病棟）　医療機関・条件・連絡先はすべて架空で、金額は伏せています。○と架空の値は、公開前に実際の値に置き換えます

項目	書き方のポイント	記入例
募集時に明示が必要な労働条件		
募集者の氏名または名称	【広告の6情報】雇い主（募集主）の名称。法人が募集するなら法人名、個人が開設する診療所なら開設者（院長）の氏名と診療所名。勤務する施設は就業場所の欄に書く	医療法人A会（架空。法人が募集主。勤務する施設は就業場所の欄のA病院）
業務内容（雇入れ直後）	【広告の6情報】診療科と、外来・病棟・訪問診療などの別	内科の外来診療（週5コマ）と病棟診療
業務内容（変更の範囲）	契約期間中に見込む業務の変更（配置転換を含む）。臨時の応援業務は含めない	法人が定める医師の業務全般
就業場所（雇入れ直後）	【広告の6情報】施設名と所在地。募集主（法人）の住所と違ってよい	A病院（○○県○○市□□町7-8-9。架空）
就業場所（変更の範囲）	契約期間中に見込む配属先の変更（例：法人が運営するA病院、A会クリニック）。臨時の応援先は下の段に書く	法人が運営するA病院、A会クリニック
契約期間	期間の定めの有無。ありなら始期と終期	期間の定めなし
試用期間	有無と期間。条件が本採用後と違うなら両方	あり（3か月。条件は本採用後と同じ）
更新の基準・更新上限（有期の場合）	更新の有無と判断基準（具体的に）、通算期間または更新回数の上限	該当なし（期間の定めなし）
始業・終業の時刻	勤務曜日ごとの時刻。交替制ならシフトごと	月〜金 8:30〜17:00
休憩時間	時間帯または分数	60分
時間外労働の有無	有無と、月平均の目安	あり（月平均○時間）
休日	曜日・祝日・年末年始など	土曜・日曜・祝日、年末年始
賃金	【広告の6情報】金額と形態（年俸・月給・日給・時給）。固定残業代なら基本給の額・対象時間と金額・超過分の追加支給の3点	年俸制 ○○○○万円（基本給と諸手当の内訳は面談で書面にて提示）。固定残業代は含まず、時間外・休日・深夜の割増賃金は別に支給。当直手当は1回○万円で年俸とは別に支給
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の適用	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険
受動喫煙を防止するための措置	屋内禁煙・敷地内禁煙など	敷地内禁煙
募集広告に表示する募集主の住所・連絡先（自院のサイト・SNSなどで直接募集するとき）		
募集主の住所	【広告の6情報】募集主の住所（所在地）を、ビル名・階数・部屋番号まで。法人は法人の所在地、個人が開設する診療所は診療所の所在地など、応募者が募集主を確かめられる所在地。就業場所と違うときも省かない	○○県○○市△△町1-2-3 ○○ビル5階（医療法人A会の本部。就業場所のA病院とは所在地が違う。架空）
応募・問い合わせの連絡先	【広告の6情報】電話番号、メールアドレス、自院サイトの採用専用の問い合わせフォームのいずれか。SNSのメッセージ機能だけにしない	A会 本部事務局 採用担当　電話 0○○-○○○-○○○○（平日 9:00〜17:00）／メール recruit@example.jp（架空）

記入例（架空）：常勤医師（内科・外来と病棟）（続き）

項目	書き方のポイント	記入例
医師の求人で書き分けたい項目（実務）		
担当する診療	外来・病棟・訪問診療・検査・健診のどれを、どの割合で	一般内科の外来と、内科病棟の入院診療（主治医）
外来のコマ数	曜日ごとのコマ数、1コマの時間、予約の目安	週5コマ（午前3・午後2）。1コマ3時間、予約20名程度
病棟の受け持ち	受け持ちの有無と目安、病棟当番	受け持ち10名前後。病棟当番は月2回程度（土日の午前。休日の勤務として賃金を支給）
当直	回数、宿日直許可の有無、当直明けの勤務	月2回（平日夜。宿日直許可あり）。当直明けは午前で勤務終了（午後は勤務を免除し、賃金は控除しない）
オンコール	対象日、呼出しの頻度、到着の目安、待機手当、電話・遠隔の指示と来院の時間の賃金、勤務しない日の一次対応者	なし（夜間の病棟対応は当直医）。勤務しない日の問い合わせは内科の当番医が一次対応
臨時の応援・代診	応援先、頻度の目安、誰がいつまでに依頼するか（法定の「変更の範囲」とは分ける）	A会クリニックの外来の代診（年に数回。前月までに内科部長が依頼し、日程を相談）
交通費	実費か定額か、上限	通勤手当 実費（上限 月〇万円）
診療体制	常勤医・非常勤医の人数、困ったときに相談できる医師	内科常勤医5名。外来で迷ったときは内科部長に相談できる
募集の背景・期待する役割	増員か欠員補充か、担ってほしい診療	外来患者の増加に伴う増員
応募方法・選考の流れ	提出書類、面談の回数と相手、結果の連絡時期	履歴書・職務経歴書をメールで提出。面談1回（院長・事務長）、結果は1週間以内に連絡
掲載日・情報の確認日	求人の情報は正確かつ最新に保つ義務がある（職業安定法第5条の4第2項）。掲載した時点を示し、条件が変わったらすぐ直す	2026年〇月〇日掲載・〇月〇日に条件を確認

ご利用にあたって

- このテンプレートは株式会社Necoが作成した記入用の資料で、法令で定められた様式ではありません。社会保険労務士・弁護士による監修は受けていません。記入例の医療機関・条件はすべて架空で、金額は伏せています。
- 記入例の〇（伏せ字）と、架空の名称・住所・連絡先は、公開する前に必ず実際の値に置き換えてください。
- 募集主の名称は、法人が募集するなら法人名（記入例_常勤：医療法人A会）、個人が開設する診療所なら開設者の氏名と診療所名（記入例_定期非常勤：Bクリニック 院長 〇〇 〇〇）を書きます。勤務する施設は、どちらも就業場所の欄に書きます。
- 明示が必要な項目は、2026年11月18日時点の職業安定法第5条の3・同施行規則第4条の2と、厚生労働省「募集時等に明示すべき事項」のリーフレットによります。広告の6情報は、2026年11月21日に厚生労働省「労働者の募集広告の表示について」の案内とリーフレットで確認しています。
- 求人広告の字数が足りないなど、やむを得ず一部を後で明示できるのは上の段の労働条件で、面接など最初に接触する時点までにすべて明示します。直接募集の広告では【広告の6情報】を省かず、広告そのものに書きます（6情報を書いた募集要項へのリンクだけでは足りません）。
- 紹介会社・求人サイト（雇用仲介事業者）を通じて募集する場合は、求職者から照会があれば事業者が募集主の名称などを回答する仕組みで、その照会先を示すなら名称などを必ずしも載せなくてよいとされています。掲載の要否は各事業者に確かめてください。

医師求人票テンプレート　記入例

対象：医師を募集する病院・クリニックの院長・事務長・採用担当者

発行元：株式会社Neco（Neco Journal）　／　管理責任者：株式会社Neco（代表取締役）　／　版1.3　／　最終更新日：2026年11月22日

上の段は募集のときに明示が必要な労働条件（職業安定法施行規則第4条の2）、中の段は自院のサイト・SNS・紙の広告などで直接募集するときに広告に表示する募集主の住所と連絡先、下の段は医師の求人で書き分けておくと行き違いが減る項目です。【広告の6情報】の付いた6つの欄（募集主の名称・住所・連絡先、業務内容、就業場所、賃金）は、直接募集の広告そのものに書きます。決まっていない欄は、決定者に確認してから書きます。

記入例（架空）：定期非常勤医師（内科外来・週1日）　医療機関・条件・連絡先はすべて架空で、金額は伏せています。○と架空の値は、公開前に実際の値に置き換えます

項目	書き方のポイント	記入例
募集時に明示が必要な労働条件		
募集者の氏名または名称	【広告の6情報】雇い主（募集主）の名称。法人が募集するなら法人名、個人が開設する診療所なら開設者（院長）の氏名と診療所名。勤務する施設は就業場所の欄に書く	Bクリニック 院長 ○○ ○○（架空。個人が開設する診療所のため、募集主は開設者の院長。勤務する施設は就業場所の欄のBクリニック）
業務内容（雇入れ直後）	【広告の6情報】診療科と、外来・病棟・訪問診療などの別	内科外来の診療（火曜の午前・午後の2コマ）
業務内容（変更の範囲）	契約期間中に見込む業務の変更（配置転換を含む）。臨時の応援業務は含めない	内科外来の診療と、これに付随する業務（検査結果の説明、紹介状の作成など）
就業場所（雇入れ直後）	【広告の6情報】施設名と所在地。募集主（法人）の住所と違ってよい	Bクリニック（○○県○○市□□町4-5-6 ○○ビル2階。架空）
就業場所（変更の範囲）	契約期間中に見込む配属先の変更（例：法人が運営するA病院、A会クリニック）。臨時の応援先は下の段に書く	雇入れ直後と同じ
契約期間	期間の定めの有無。ありなら始期と終期	期間の定めあり（2027年4月1日〜2028年3月31日）
試用期間	有無と期間。条件が本採用後と違うなら両方	なし
更新の基準・更新上限（有期の場合）	更新の有無と判断基準（具体的に）、通算期間または更新回数の上限	更新する場合があり得る（契約期間満了時の業務量〈外来の診療体制〉、勤務成績、態度により判断）。更新上限なし
始業・終業の時刻	勤務曜日ごとの時刻。交替制ならシフトごと	火曜 9:00〜18:00（午前 9:00〜12:30、午後 15:00〜18:00）
休憩時間	時間帯または分数	150分（12:30〜15:00）
時間外労働の有無	有無と、月平均の目安	あり（受付終了後の診療が延びた場合。月平均○時間）
休日	曜日・祝日・年末年始など	火曜以外の曜日、祝日、年末年始・夏季休診日
賃金	【広告の6情報】金額と形態（年俸・月給・日給・時給）。固定残業代なら基本給の額・対象時間と金額・超過分の追加支給の3点	日給 ○万円（2コマ）
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の適用	労災保険のみ。雇用保険：対象外（週の所定労働時間が20時間未満。2028年10月1日からは10時間未満が対象外となる改正が決まっている）。健康保険・厚生年金：加入なし（週の所定労働時間が加入要件に満たないため）
受動喫煙を防止するための措置	屋内禁煙・敷地内禁煙など	屋内禁煙
募集広告に表示する募集主の住所・連絡先（自院のサイト・SNSなどで直接募集するとき）		
募集主の住所	【広告の6情報】募集主の住所（所在地）を、ビル名・階数・部屋番号まで。法人は法人の所在地、個人が開設する診療所は診療所の所在地など、応募者が募集主を確かめられる所在地。就業場所と違うときも省かない	○○県○○市□□町4-5-6 ○○ビル2階（Bクリニックの所在地。就業場所と同じ。架空）
応募・問い合わせの連絡先	【広告の6情報】電話番号、メールアドレス、自院サイトの採用専用の問い合わせフォームのいずれか。SNSのメッセージ機能だけにしない	Bクリニックのウェブサイトの採用専用の問い合わせフォーム（https://example.jp/recruit/。架空）

記入例（架空）：定期非常勤医師（内科外来・週1日）（続き）

項目	書き方のポイント	記入例
医師の求人で書き分けたい項目（実務）		
担当する診療	外来・病棟・訪問診療・検査・健診のどれを、どの割合で	内科外来（生活習慣病の定期受診が中心）
外来のコマ数	曜日ごとのコマ数、1コマの時間、予約の目安	2コマ。予約は午前20名・午後15名程度
病棟の受け持ち	受け持ちの有無と目安、病棟当番	なし
当直	回数、宿日直許可の有無、当直明けの勤務	なし
オンコール	対象日、呼出しの頻度、到着の目安、待機手当、電話・遠隔の指示と来院の時間の賃金、勤務しない日の一次対応者	なし。勤務しない日の患者・薬局からの問い合わせは院長が対応
臨時の応援・代診	応援先、頻度の目安、誰がいつまでに依頼するか（法定の「変更の範囲」とは分ける）	なし
交通費	実費か定額か、上限	実費（上限 1日◯円）
診療体制	常勤医・非常勤医の人数、困ったときに相談できる医師	院長1名、非常勤医2名。勤務日（火曜）は院長が外勤のため、院内の医師は1名。迷ったときは院長に電話で相談できる
募集の背景・期待する役割	増員か欠員補充か、担ってほしい診療	院長の外勤日（火曜）の外来
応募方法・選考の流れ	提出書類、面談の回数と相手、結果の連絡時期	履歴書をメールで提出。面談1回（院長）、結果は1週間以内に連絡
掲載日・情報の確認日	求人の情報は正確かつ最新に保つ義務がある（職業安定法第5条の4第2項）。掲載した時点を示し、条件が変わったらすぐ直す	2026年◯月◯日掲載・◯月◯日に条件を確認

ご利用にあたって

- このテンプレートは株式会社Necoが作成した記入用の資料で、法令で定められた様式ではありません。社会保険労務士・弁護士による監修は受けていません。記入例の医療機関・条件はすべて架空で、金額は伏せています。
- 記入例の◯（伏せ字）と、架空の名称・住所・連絡先は、公開する前に必ず実際の値に置き換えてください。
- 募集主の名称は、法人が募集するなら法人名（記入例_常勤：医療法人A会）、個人が開設する診療所なら開設者の氏名と診療所名（記入例_定期非常勤：Bクリニック 院長 ◯◯ ◯◯）を書きます。勤務する施設は、どちらも就業場所の欄に書きます。
- 明示が必要な項目は、2026年11月18日時点の職業安定法第5条の3・同施行規則第4条の2と、厚生労働省「募集時等に明示すべき事項」のリーフレットによります。広告の6情報は、2026年11月21日に厚生労働省「労働者の募集広告の表示について」の案内とリーフレットで確認しています。
- 求人広告の字数が足りないなど、やむを得ず一部を後で明示できるのは上の段の労働条件で、面接など最初に接触する時点までにすべて明示します。直接募集の広告では【広告の6情報】を省かず、広告そのものに書きます（6情報を書いた募集要項へのリンクだけでは足りません）。
- 紹介会社・求人サイト（雇用仲介事業者）を通じて募集する場合は、求職者から照会があれば事業者が募集主の名称などを回答する仕組みで、その照会先を示すなら名称などを必ずしも載せなくてよいとされています。掲載の要否は各事業者に確かめてください。